

○幼稚園における2歳児の受入れ（「幼稚園接続保育」等）や預かり保育の推進

幼稚園における2歳児以降の待機児童の受入れを更に推進するため、以下の措置を講じる。

新 (1) 一時預かり事業（幼稚園型）を活用した2歳児の受入れ推進【30年度予算要求中】文科（内閣府・厚労）

一時預かり事業（幼稚園型）により2歳児を定期的に預かる仕組を創設するとともに、そのための改修支援等を行う。

新 (2) 認定こども園への移行促進及び小規模保育事業等の実施促進【29年度6月通知発出済】文科（内閣府・厚労）

幼稚園から認定こども園に移行する際に、2～5歳児を対象とすることや、幼稚園が2歳児のみの小規模保育事業等を実施することが可能であること、また、認定こども園・小規模保育事業等においては、地域のニーズに応じて、開所日数・開所時間の弾力化ができることを明確化し、幼稚園から認定こども園への移行及び小規模保育事業等の実施促進を図る。また、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業についても、これらの趣旨を反映し、2歳児受入れの促進を図る。

(3) 預かり保育の長時間化・通年化の推進【30年度予算要求中】文科（内閣府・厚労）

幼稚園における3～5歳児に対する預かり保育について、長時間及び長期休業期間中の預かりをより一層推進するための方策を検討する。

(※) 上記のような取組を通じて待機児童の受入れを積極的に行う幼稚園については、幼稚園設置基準の面積要件や定員超過等について柔軟な取扱いを認めることを検討する。【29年度6月通知発出済】文科（内閣府・厚労）

保育を必要とする子どもの年齢ごとの受入れ施設等の概念図

